

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

平成 30 年

奈良市議会 3 月定例会

平成 29 年度 関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「第6次一括法」という。）第7条による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	所掌事務の規定に「精神障害者福祉」を加える。（第3条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次一括法により社会福祉法が改正され、都道府県、指定都市及び中核市に設置されている地方社会福祉審議会において、条例で定めることにより、精神障害者福祉に関する事項も調査審議できるようになったため。 		
5 施行期日	公布の日	担当課	福祉部 福祉政策課

奈良市社会福祉審議会条例 新旧対照表

現行	改正案
(所掌事務) 第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、 法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉_____に関する事項 を調査審議する。	(所掌事務) 第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、 法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉 <u>及び精神障害者福祉</u> に関する事項 を調査審議する。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第48号)	4 制定改廃の概要	<p>(1) 介護保険法施行規則の一部改正に伴う規定の整備 (省令の改正内容)</p> <p>・主任介護支援専門員の5年ごとの資格更新の期間の起算日の見直し</p> <p>(2) 条例の構造の変更：基準省令どおりの基準とする部分に関しては基準省令を引用する形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき職員の基準のうち、主任介護支援専門員に係る規定について所要の改正を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の箇所を明確にし、事務の簡素化を図る観点から、基準省令どおりの基準とする部分に関しては基準省令を引用する形に条例の構造を改める。 		
5 施行期日	公布の日	担当課	福祉部 福祉政策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<p>1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号。以下「第7次一括法」という。）第9条による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正</p> <p>2. 公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）</p>	4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市営住宅条例の一部改正（第1条）</p> <p>(1) 家賃算定方法の特例として、公営住宅法第16条第4項に規定する次の①から④までのいずれかに該当する者については、規則で定める方法により把握した収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条により算出した額とする。（条例第17条、第28条関係）</p> <p>① 認知症である者 ② 知的障害者 ③ 精神障害者 ④ ①～③に準ずる者</p> <p>(2) 上記(1)で市が把握した収入を認定するため、所要の改正を行う。（条例第18条関係）</p> <p>(3) 引用条文の条ずれ等の文言整理</p> <p>2. 奈良市改良住宅条例の一部改正について（第2条）</p> <p>(1) 引用条文の条ずれ等の文言整理（条例第5条関係）</p> <p>(2) 家賃改定の経過措置に係る所要の文言整理を行う。（奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第26号）附則関係）</p> <p>3. 奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正について（第3条）</p> <p>(1) 引用条文の条ずれ等の文言整理（条例第5条関係）</p> <p>(2) 家賃改定の経過措置に係る所要の文言整理を行う。（奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第27号）附則関係）</p>
3 制定改廃の理由	<p>1. 第7次一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、認知症等の理由で、収入の申告及び収入の報告に応じることが困難な市営住宅等の入居者について、市が把握した収入に基づいた家賃を定めることができるようにするため。</p> <p>2. 公営住宅法施行令の一部改正に伴う引用条文の整理</p>		
5 施行期日	公布の日	担当課	市民生活部 住宅課

奈良市営住宅条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(家賃) 第17条 略 2 略 3 每月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者の収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による_____請求を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 4 略	(家賃) 第17条 略 2 略 3 每月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者の収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第33条第1項の規定による <u>報告の請求</u> を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 4 略 5 <u>法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、規則で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。</u>
5・6 略 (収入の申告等) 第18条 略 2 市長は、前項の規定による収入の申告 _____に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。	6・7 略 (収入の申告等) 第18条 略 2 市長は、前項の規定による収入の申告又は前条第5項の規定による収入の <u>把握</u> に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

現行	改正案
3 略 (共益費) 第20条の2 略 2 第17条（第1項ただし書、 <u>第3項及び第4項</u> を除く。）の規定は、前項の共益費について準用する。 (収入超過者に対する家賃) 第28条 略 2 第17条（第3項及び第4項を除く。）の規定は、 <u>前項</u> の家賃について準用する。 (高額所得者に対する家賃等)	3 略 (共益費) 第20条の2 略 2 第17条（第1項ただし書及び第3項から第5項までを除く。）の規定は、前項の共益費について準用する。 (収入超過者に対する家賃) 第28条 略 2 <u>法第16条第4項に規定する入居者の収入の額が、第26条第1項に該当する場合において第18条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるとときは、第17条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎年の家賃は、毎年度、第17条第5項の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。</u> 3 第17条（第3項から第5項までを除く。）の規定は、 <u>前2項</u> の家賃について準用する。 (高額所得者に対する家賃等)
第30条 高額所得者は、第17条第3項及び <u>第28条第1項</u> の規定にかかわらず、第26条第2項の規定による認定に係る期間（当該高額所得者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間）について、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。	第30条 高額所得者は、第17条第3項及び <u>第5項並びに第28条第1項及び第2項</u> の規定にかかわらず、第26条第2項の規定による認定に係る期間（当該高額所得者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間）について、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。
2 略 3 第17条（第3項及び第4項を除く。）の規定は第1項の家賃について、 <u>同条第5項</u> の規定は前項の金銭について、それぞれ準用する。 (収入状況の報告の請求等)	2 略 3 第17条（第3項から第5項までを除く。）の規定は第1項の家賃について、 <u>同条第6項</u> の規定は前項の金銭について、それぞれ準用する。 (収入状況の報告の請求等)

現行	改正案
<p>第33条 市長は、第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、 <u>第17条第3項、第28条第1項</u>若しくは第30 条第1項の規定による家賃の決定、<u>第17条第6項（第28条第2項又は第30 条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による家賃の徴収の猶予 若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定に よるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必 要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必 要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることが できる。</p> <p>2・3 略 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>	<p>第33条 市長は、第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、 <u>第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30 条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30 条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による家賃の徴収の猶予 若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定に よるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必 要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必 要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることが できる。</p> <p>2・3 略 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>
<p>第34条 略 2・3 略 4 <u>第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。</u> (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>	<p>第34条 2・3 略 4 <u>第17条第6項の規定は、前項の金銭について準用する。</u> (市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p>
<p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市 営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前 の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を 図るため必要があると認めるときは、<u>第17条第3項、第28条第1項</u> <u>又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条</u> で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>	<p>第36条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市 営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前 の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を 図るため必要があると認めるときは、<u>第17条第3項若しくは第5項、第28 条第1項若しくは第2項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条</u> で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p>
<p>第37条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による 市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる 場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の</p>	<p>第37条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による 市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる 場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の</p>

現行	改正案
<p>家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第3項、第28条第1項</p> <p>又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(その他の明渡し請求)</p>	<p>家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(その他の明渡し請求)</p>
<p>第38条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第17条第5項の規定は、前2項の金銭について準用する。</p> <p>(駐車場使用料)</p>	<p>第38条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 第17条第6項の規定は、前2項の金銭について準用する。</p> <p>(駐車場使用料)</p>
<p>第38条の4の5 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第17条第2項及び第5項の規定は、第1項の使用料について準用する。</p> <p>5 略</p> <p>(駐車場使用決定の取消し等)</p>	<p>第38条の4の5 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第17条第2項及び第6項の規定は、第1項の使用料について準用する。</p> <p>5 略</p> <p>(駐車場使用決定の取消し等)</p>
<p>第38条の4の9 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。</p> <p>(準用)</p>	<p>第38条の4の9 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第17条第6項の規定は、前項の金銭について準用する。</p> <p>(準用)</p>
<p>第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第12条、第15条、第17条第1項、第2項及び第5項、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条並びに第34条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「入居決定者」とあるのは「第39条第4項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第15条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第17条第1項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第29条第1項、第34条第1項又は第38条第1</p>	<p>第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第12条、第15条、第17条第1項、第2項及び第6項、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条並びに第34条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「入居決定者」とあるのは「第39条第4項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第15条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第17条第1項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第29条第1項、第34条第1項又は第38条第1</p>

現行	改正案
<p>項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、<u>同条第5項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条及び第34条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項<u>を除く。）</u>、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条及び第33条から第38条の2までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項、<u>第28条第1項</u>若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、<u>第17条第6項（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、<u>同条第6項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条及び第34条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項から第5項まで<u>を除く。）</u>、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条及び第33条から第38条の2までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項<u>若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項</u>の規定による家賃の決定、<u>第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）</u>の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>

奈良市改良住宅条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当す る者であること。 (エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又 は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳 未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する</p>	<p>(準用等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当す る者であること。 (エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又 は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳 未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する</p>

現行	改正案
<p>る法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国 の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と_____</p> <hr/> <p>_____、市営住宅条例第28条第1項_____中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項_____の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項_____中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限</p>	<p>る法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国 の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、<u>市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額）」と、市営住宅条例第28条第1項及び第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項<u>及び第2項</u>の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項<u>（同条第3項において準用する場合を含む。）</u>中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限</u></p>

現行	改正案
額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。	額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。
3～6 略 (改良住宅店舗作業場の家賃)	3～6 略 (改良住宅店舗作業場の家賃)
第5条の2 略	第5条の2 略
2 市営住宅条例第17条（第3項_____を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。	2 市営住宅条例第17条（第3項及び第5項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。

奈良市コミュニティ住宅条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(準用等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する</p>	<p>(準用等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中 「 その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞ れア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当 する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の 知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする 親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当 する者であること。 (エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、 又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18 歳未満の者であること。 (オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就 学の始期に達するまでの者があること。 イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激 甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する</p>

現行	改正案
<p>る法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による 国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに 該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居 住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものであ る場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した 後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃(令第3条で定 めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)」とあるのは「近傍同種 の住宅の家賃(令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同 じ。) (その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額)」と、 「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下 で市長が定める額とする」と_____</p> <hr/> <p>_____、市営住宅条例第28条第1項 中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(そ の額が法定上限額(法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。) を超える場合にあつては法定上限額)」と、市営住宅条例第38条の4の5 第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については 5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅 条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とある のは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市 営住宅条例第28条第1項_____の規定によりその定めるところによ るとされる公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第8条第2項</p>	<p>る法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による 国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに 該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居 住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものであ る場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した 後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」</p> <p>とあるのは</p> <p>「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」</p> <p>と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃(令第3条で定 めるところにより算出した額をいう。以下同じ。)」とあるのは「近傍同種 の住宅の家賃(令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同 じ。) (その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額)」と、 「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下 で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の 住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(その額が法定限度額を 超える場合にあつては法定限度額)」と、市営住宅条例第28条第1項及び 第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃(そ の額が法定上限額(法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。) を超える場合にあつては法定上限額)」と、市営住宅条例第38条の4の5 第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については 5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅 条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とある のは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市 営住宅条例第28条第1項及び第2項の規定によりその定めるところによ るとされる公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第8条第2項(同条第</p>

現行	改正案
<p>中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p><u>3項において準用する場合を含む。)</u> 中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p> <p>3～6 略</p>

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第25号） 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項 若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項 若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、第5項若しくは第7項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第7項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰</p>

現行	改正案
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。	國した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。
年度の区分	負担調整率
略	略
5・6 略	5・6 略

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第26号） 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は<u>第6項</u>の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は<u>第6項</u>の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p> <p>4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、<u>第5項又は第7項</u>の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項、<u>第5項又は第7項</u>の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による</p>

現行	改正案								
<p>家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年度の区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">5～8 略</p>	年度の区分	負担調整率	略	略	<p>家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">年度の区分</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">負担調整率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">略</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">5～8 略</p>	年度の区分	負担調整率	略	略
年度の区分	負担調整率								
略	略								
年度の区分	負担調整率								
略	略								

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市都市公園条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号） ・都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法施行令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。（第2条の4関係） ・その他法律改正に伴う引用条文の整理
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法施行令の一部改正に伴い、一の都市公園内に設けることのできる運動施設の設置基準が条例に委任されたため、100分の50を参照し、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	公布の日	担当課	都市整備部 公園緑地課

奈良市都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
(公園施設の設置基準) 第2条の3 略 2 都市公園に都市公園法施行令（昭和31年政令第290号_____） 第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。 3～5 略 第4章 罰則 第20条 法 <u>第5条の3</u> の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。	(公園施設の設置基準) 第2条の3 略 2 都市公園に都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。 <u>以下「令」という。</u> ） 第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。 3 略 <u>(公園施設に関する制限)</u> 第2条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。 第4章 罰則 第20条 法 <u>第5条の11</u> の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

平成 30 年度 関係

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	別表市長の部奈良市法令審査会の項を削る。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">・奈良市法令審査会の構成員が内部委員のみとなり、内部機関となつたため。		
5 施行期日	公布の日	担当課	総務部 法務ガバナンス課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	別表に奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会を加える。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業への助成申請事業の審査に関する事務を担任する奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会について、地方自治法上の附属機関に位置づけるため。		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	市民活動部 地域活動推進課

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関 等	附 属 機 関	担 任 す る 事 務	附 属 機 関 の 属 す る 執 行 機 関 等	附 属 機 関	担 任 す る 事 務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市職員分 限懲戒審査委 員会	略		奈良市職員分 限懲戒審査委 員会	
	奈良市法令審 査会	本市の条例及び重要な規則の制定改廃その他 法令に関する事案の審査に関する事務		奈良市地域公 共交通会議	
	略	略		奈良市一般コ ミュニティ助 成事業選考審 査委員会	一般財団法人自治総合センターが実施する一 般コミュニティ助成事業に関する助成申請事 業の審査に関する事務
	奈良市地域公 共交通会議				
	奈良市一般コ ミュニティ助 成事業選考審 査委員会				
略	略	略	略	略	略

条例、規則等制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）第 1 条による介護保険法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号） 	4 制定改廃の概要	<p>手数料の項目及び額について以下のように定める。（別表関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院開設許可手数料… 1 件につき 63,000 円 ・介護医療院変更許可手数料… 1 件につき 33,000 円 ・介護医療院開設許可更新手数料… 1 件につき 24,000 円
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の改正により介護医療院が創設され、開設許可等に係る審査手数料を規定する必要があるため。 		
5 施行期日	平成 30 年 4 月 1 日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号） ・都市緑地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成29年政令第15号） 	4 制定改廃の概要	用途地域における建築等許可申請手数料の対象に田園住居地域を追加する。（別表第52項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法等の一部を改正する法律により建築基準法が改正され、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	都市整備部 建築指導課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号） 	4 制定改廃の概要	自動車リサイクル法に基づく解体自動車の破碎業の事業の範囲の変更許可申請手数料を1件につき75,000円から67,000円に改める。（別表第147項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。いわゆる自動車リサイクル法）第70条第1項の規定に基づく解体自動車の破碎業の事業の範囲の変更許可申請に対する審査手数料の標準額が変更されるため。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	環境部 廃棄物対策課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> 貯造所（消防法第11条第1項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所）の設置の許可申請に係る手数料について、40,000円～300,000円程度引き上げる。（別表第79項関係） 製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査手数料のうち基礎 <ul style="list-style-type: none"> 地盤検査、溶接部検査及び岩盤タンク検査の手数料について、貯蔵最大数量に応じ10,000円～300,000円程度引き上げる。（別表第91項関係） 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査の手数料の一部について、貯蔵最大数量に応じ10,000円～290,000円程度引き上げる。（別表第93項関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正され、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げられることから本市手数料条例についても改正を行う。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	消防局 災害対策室 予防課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
52	用途地域又は用途地域の指定のない区域内における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書 (同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	略	52	用途地域又は用途地域の指定のない区域内における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
79	貯蔵所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に対する審査 消防法第11条第1項前段の規定に基づく最大数量が1,000キロリットル以下の特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋)の申請に対する審査	1件につき <u>530,000円</u>	79	貯蔵所の設置許可申請手数料	消防法第11条第1項前段の規定に基づく準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に対する審査 消防法第11条第1項前段の規定に基づく最大数量が1,000キロリットル以下の特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋)の申請に対する審査	1件につき <u>570,000円</u>

現行			改正案		
根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に満の場合	上5,000キロリットル未満の場合		根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に満の場合	上5,000キロリットル未満の場合	
関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規合	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,010,000円	関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規合	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,070,000円
則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付合	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,120,000円	則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならない特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「浮き蓋付合	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の場合	1件につき 1,200,000円
特定屋外タンク貯	危険物の貯	1件につき	特定屋外タンク貯	危険物の貯	1件につき

現行				改正案			
	「蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に対する審査	蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1,660,000円		「蔵所」という。) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) の設置の許可の申請に対する審査	蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の場合	1,780,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 3,880,000円			危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の場合	1件につき 4,070,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき 5,100,000円			危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の場合	1件につき 5,340,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル	1件につき 6,290,000円			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル	1件につき 6,490,000円	

現行				改正案			
	以上の場合				以上の場合		
消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,130,000円</u>		消防法第11条第1項前段の規定に基づく浮き屋根式定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,180,000円</u>	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,340,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,410,000円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,500,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>1,580,000円</u>		
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル	1件につき <u>1,830,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル	1件につき <u>1,940,000円</u>		

現行			改正案				
	以上100,000 キロリット ル未満の場 合					以上100,000 キロリット ル未満の場 合	
	危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>2,140,000円</u>				危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>2,260,000円</u>
	危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>4,350,000円</u>				危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>4,550,000円</u>
	危険物の貯 蔵最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の場	1件につき <u>5,570,000円</u>				危険物の貯 蔵最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の場	1件につき <u>5,820,000円</u>

現行				改正案			
		合				合	
		危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の場合	1件につき <u>6,770,000円</u>			危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の場合	1件につき <u>7,070,000円</u>
		消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく岩盤タンクに 係る屋外タンク貯 藏所の設置の許可 未満の場合	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 未満の場合	1件につき <u>5,750,000円</u>		消防法第11条第1 項前段の規定に基 づく岩盤タンクに 係る屋外タンク貯 藏所の設置の許可 未満の場合	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 未満の場合
		の申請に対する審 査	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上500,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>7,250,000円</u>		の申請に対する審 査	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上500,000 キロリット ル未満の場 合
			危険物の貯 蔵最大数量 が500,000キ ロリットル 以上の場合	1件につき <u>10,700,000円</u>			危険物の貯 蔵最大数量 が500,000キ ロリットル 以上の場合
		略	略			略	略
略	略	略	略			略	略

現行					改正案				
91	製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査手数料	略	略	略	91	製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査手数料	略	略	略
		消防法第11条の2 第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 410,000円			消防法第11条の2 第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 420,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき 540,000円	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合		1件につき 560,000円			
91	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特	1件につき 700,000円	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特		1件につき 730,000円			

現行			改正案		
	定屋外タンク貯蔵所の場合			定屋外タンク貯蔵所の場合	
	危険物の貯 藏最大数量 が 50,000 キ ロリットル 以上100,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>920,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が 50,000 キ ロリットル 以上100,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>960,000円</u>
	危険物の貯 藏最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,040,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,090,000円</u>
	危険物の貯 藏最大数量 が200,000キ ロリットル	1 件につき <u>1,600,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が200,000キ ロリットル	1 件につき <u>1,660,000円</u>

現行			改正案		
	以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合			以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,820,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,900,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>2,030,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>2,120,000円</u>
消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵が1,000キロ	危険物の貯蔵最大数量	1件につき <u>490,000円</u>		消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵が1,000キロ	危険物の貯蔵最大数量 1件につき <u>530,000円</u>

現行				改正案			
		所又は取扱所の設置の許可に係る溶接部検査	リットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合			所又は取扱所の設置の許可に係る溶接部検査	リットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>630,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>680,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>990,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,030,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,030,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,030,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,030,000円</u>			危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所の場合	1件につき <u>1,030,000円</u>

現行			改正案		
	蔵最大数量 が 50,000 キ ロリットル 以上100,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1,310,000円		蔵最大数量 が 50,000 キ ロリットル 以上100,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1,410,000円
	危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,720,000円</u>		危険物の貯 蔵最大数量 が100,000キ ロリットル 以上200,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1 件につき <u>1,780,000円</u>
	危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン	1 件につき <u>3,320,000円</u>		危険物の貯 蔵最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン	1 件につき <u>3,430,000円</u>

現行			改正案		
	ク貯蔵所の場合			ク貯蔵所の場合	
	危険物の貯 藏最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1件につき <u>4,060,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の特 定屋外タン ク貯蔵所の 場合	1件につき <u>4,190,000円</u>
	危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の特定 屋外タンク 貯蔵所の場 合	1件につき <u>4,650,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の特定 屋外タンク 貯蔵所の場 合	1件につき <u>4,800,000円</u>
消防法第11条の2 第1項の規定に基 づく製造所、貯 所又は取扱所の設 置の許可に係る岩 盤タンク検査	危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 未満の屋外 タンク貯蔵 所の場合	1件につき <u>9,100,000円</u>		消防法第11条の2 第1項の規定に基 づく製造所、貯 所又は取扱所の設 置の許可に係る岩 盤タンク検査	危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 未満の屋外 タンク貯蔵 所の場合

現行				改正案			
略	略	略	略	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上500,000 キロリット ル未満の屋 外タンク貯 蔵所の場合	1件につき <u>12,400,000円</u>	危険物の貯 蔵最大数量 が400,000キ ロリットル 以上500,000 キロリット ル未満の屋 外タンク貯 蔵所の場合	1件につき <u>12,600,000円</u>
				危険物の貯 蔵最大数量 が500,000キ ロリットル 以上の屋外 タンク貯蔵 所の場合	1件につき <u>17,000,000円</u>	危険物の貯 蔵最大数量 が500,000キ ロリットル 以上の屋外 タンク貯蔵 所の場合	1件につき <u>17,300,000円</u>
93	保安検査手数 料	消防法第14条の3 第1項又は第2項 の規定に基づく特 定屋外タンク貯蔵 所（岩盤タンクに 係る特定屋外タン ク貯蔵所を除く。） の保安に関する検 査	危険物の貯 蔵最大数量 が1,000キロ リットル以 上5,000キロ リットル未 満の場合	危険物の貯 蔵最大数量 が1,000キロ リットル以 上5,000キロ リットル未 満の場合	1件につき <u>310,000円</u>	危険物の貯 蔵最大数量 が1,000キロ リットル以 上5,000キロ リットル未 満の場合	1件につき <u>320,000円</u>
				危険物の貯 蔵最大数量 が5,000キロ	1件につき <u>430,000円</u>	危険物の貯 蔵最大数量 が5,000キロ	1件につき <u>460,000円</u>

現行			改正案		
	リットル以上 10,000 キロリットル未満の場合			リットル以上 10,000 キロリットル未満の場合	
	危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>720,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>750,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>960,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>1,020,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>1,210,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の場合	1 件につき <u>1,300,000円</u>

現行			改正案		
	合			合	
	危険物の貯 藏最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>2,950,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が200,000キ ロリットル 以上300,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>3,150,000円</u>
	危険物の貯 藏最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>3,620,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が300,000キ ロリットル 以上400,000 キロリット ル未満の場 合	1件につき <u>3,870,000円</u>
	危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の場合	1件につき <u>4,170,000円</u>		危険物の貯 藏最大数量 が400,000キ ロリットル 以上の場合	1件につき <u>4,460,000円</u>
消防法第14条の3 の規定に基づく岩 盤タンクに係る特 定屋外タンク貯藏	危険物の貯 藏最大数量 が1,000キロ リットル以 上400,000キ	1件につき <u>2,660,000円</u>		消防法第14条の3 の規定に基づく岩 盤タンクに係る特 定屋外タンク貯藏	1件につき <u>2,690,000円</u>

現行				改正案			
		所の保安に関する検査	ロリットル未満の場合		所の保安に関する検査	ロリットル未満の場合	
			危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,190,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の場合	1件につき <u>3,230,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の場合	1件につき <u>4,790,000円</u>		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の場合	1件につき <u>4,830,000円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
147	破碎業の事業範囲の変更許可申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき <u>75,000円</u>	147	破碎業の事業範囲の変更許可申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき <u>67,000円</u>
略	略	略	略	略	略	略	略
160	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略	略	160	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	略	略
				161	介護医療院開設許可手数料	介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の	1件につき <u>63,000円</u>

現行				改正案			
				162	介護医療院変更許可手数料	許可の申請に対する審査 定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	1件につき 33,000円
				163	介護医療院開設許可更新手数料	介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 24,000円
				164	その他証明手数料	略	略
				備考 略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）	4 制定改廃の概要	(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) ①訪問介護：サービス提供責任者等の役割や任用要件等の明確化、共生型訪問介護の基準の新設 ②訪問リハビリテーション：専任の常勤医師の配置の必須化 ③居宅療養管理指導：看護職員による居宅療養管理指導の廃止、離島や中山間地域等の要介護者に対する居宅療養管理指導の提供 ④通所介護：共生型通所介護の基準の新設 ⑤短期入所生活介護：共生型短期入所生活介護の基準の新設 ⑥短期入所療養介護：有床診療所等が提供する短期入所療養介護 ⑦福祉用具貸与：機能や価格帯の異なる複数商品の提示等 ⑧特定施設入居者生活介護：身体的拘束等の適正化、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例 (2) 独自基準の改正・追加 ・身体的拘束等の適正化、記録の保存年限の統一、歯と口腔の健康づくり、人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容)</p> <p>①介護予防訪問リハビリテーション：専任の常勤医師の配置の必須化</p> <p>②介護予防居宅療養管理指導：看護職員による介護予防居宅療養管理指導の廃止、離島や中山間地域等の要支援者に対する介護予防居宅療養管理指導の提供</p> <p>③介護予防短期入所生活介護：介護予防共生型短期入所生活介護の基準の新設</p> <p>④介護予防短期入所療養介護：有床診療所等が提供する介護予防短期入所療養介護</p> <p>⑤介護予防福祉用具貸与：機能や価格帯の異なる複数商品の提示等</p> <p>⑥介護予防特定施設入居者生活介護：身体的拘束等の適正化、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例</p> <p>(2) 独自基準の改正・追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化、記録の保存年限の統一、歯と口腔の健康づくり、人権の擁護及び高齢者虐待の防止 <p>(3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容)</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護：オペレーターに係る基準の見直し、介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進</p> <p>②夜間対応型訪問介護：オペレーターに係る基準の見直し</p> <p>③地域密着型通所介護：共生型地域密着型通所介護の基準の新設</p> <p>④療養通所介護：定員数の見直し</p> <p>⑤看護小規模多機能型居宅介護：指定に関する基準の緩和、サテライト型事業所の創設</p> <p>⑥地域密着型特定施設入居者生活介護：身体的拘束等の適正化</p> <p>⑦認知症対応型共同生活介護：身体的拘束等の適正化</p> <p>⑧地域密着型介護老人福祉施設：入所者の医療ニーズへの対応、身体的拘束等の適正化</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護：身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携の強化 ・末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント ・質の高いケアマネジメントの推進 ・公正中立なケアマネジメントの確保 ・訪問回数の多い利用者への対応 ・障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携の強化 ・公正中立なケアマネジメントの確保 ・障がい福祉制度の相談支援専門員との密接な連携 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備に関する (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・入所者の医療ニーズへの対応 ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備に関する (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護老人保健施設の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームの設備等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設備等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容) <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 (2) 独自基準の改正・追加 <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化 ・記録の保存年限の統一 ・歯と口腔の健康づくり ・人権の擁護及び高齢者虐待の防止 (3) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホームの設備等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）第1条による介護保険法の一部改正（平成30年4月1日施行） ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等について、所要の規定を整備する。 <p>※介護医療院：今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、要介護者に、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する新たな介護保険施設</p> <p>※条例の構造については、本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形とする。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の一部改正により新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の人員等の基準について、基準省令の制定を踏まえ、所要の規定を整備しようとするもの。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 介護福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の主な改正内容)</p> <p>①指定就労定着支援の新設に伴う基準の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス <p>②指定自立生活援助の新設に伴う基準の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス <p>③日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助の一類型）の新設に伴う基準の整備</p> <p>④共生型サービスの新設に伴う基準の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくするという（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例について、指定を受けるための基準を定める。 <p>(2) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害福祉サービスの事業等の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者入所施設が障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合における、従業者の員数及び設備の条例の廃止 <p>(2) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設の人員等に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号） 	4 制定改廃の概要	<p>(1) 基準省令の一部改正に伴う規定の整備 (基準省令の改正内容)</p> <p>①自立訓練の対象者要件の削除</p> <p>②生活介護において、職場への定着のための支援の実施を規定</p> <p>③就労移行支援において、通常の事業所への通勤のための訓練の実施を規定</p> <p>(2) 条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本市の基準条例について所要の規定の整備を行うもの。 ・併せて、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	・条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	・障害者支援施設の設備及び運営の基準について、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	・条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	・地域活動支援センターの設備及び運営の基準について、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	・条例の構造の変更：本市の独自基準を列挙するとともに、基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く形に改める。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">・福祉ホームの設備及び運営の基準について、本市の独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改める。		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号） ・住宅宿泊事業法施行令（平成29年政令第273号） ・住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（平成29年政令第272号） ・住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令国土交通省令第2号） ・国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号） ・厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令第107号） ・住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン） 	4 制定改廃の概要	<p>1 住宅宿泊事業の実施の制限（第3条第1項関係）</p> <p>次に掲げる区域では、住宅宿泊事業を実施する期間を制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住居専用地域 (2) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）で指定される歴史的風土特別保存地区 (3) 奈良町都市景観形成地区 (4) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携認定こども園及び保育所の敷地の周囲100メートル以内 <p>2 住宅宿泊事業の実施の制限除外（第3条第2項関係）</p> <p>1で掲げた実施の制限について、家主居住型の住宅宿泊事業及び次の要件を全て満たす家主不在型の住宅宿泊事業については制限の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所から当該届出住宅までの距離が片道2キロメートル未満であること イ 住宅宿泊管理事業者の営業所又は事務所において2人以上の者がアの住宅宿泊管理業務に常時従事していること ウ 当該営業所又は事務所と宿泊者との間に通話機器が設置されていること <p>3 住宅宿泊事業者の公表（第5条関係）</p> <p>近隣住民等が住宅宿泊事業の届出の有無を確認するため、市は届出住宅の情報を公表することとし、公表する事項を定める。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・住宅宿泊事業法（以下、「法」という。）が平成30年6月15日に施行されることを受け、法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、事業の実施を制限する区域と期間を定めるほか必要な措置を講じる。</p>		
5 施行期日	平成30年6月15日	担当課	健康医療部 保健所 生活衛生課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号） ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る手数料について（平成29年12月8日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡） 	4 制定改廃の概要	<p>次のとおり手数料を新設する。（第26条の2関係）</p> <p>(1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定手数料 147,000円</p> <p>(2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定手数料 134,000円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る審査手数料を新設するため。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	環境部 廃棄物対策課

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(許可等の手数料) 第26条の2 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。	(許可等の手数料) 第26条の2 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納入しなければならない。 <u>(1) 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請をする者 1件につき 147,000円</u> <u>(2) 法第12条の7第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請をする者 1件につき 134,000円</u> <u>(3)～(21) 略</u> 2 略
<u>(1)～(19)</u> 略 2 略	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第3号） ・国民健康保険に係る平成30年度税制改正について（平成29年12月22日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡） 	4 制定改廃の概要	<p>① 国民健康保険事業納付金に関する規定の追加（第8条の3、第12条の6の2、第12条の7関係）</p> <p>② 軽減判定所得の引上げ（第16条関係） 5割軽減の所得基準額 27万円→27万5千円</p> <p>2割軽減の所得基準額 49万円→50万円</p> <p>③ その他所要の改正</p>
3 制定改廃の理由	<p>① 国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の算定基礎に国民健康保険事業納付金が加わるなど保険料賦課総額の算定の基準が変更になるため。</p> <p>② 平成30年度税制改正の大綱が閣議決定され、同様の措置を講じる必要が生じたため。</p>		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
(この条例の趣旨)	(この条例の趣旨)
第1条 奈良市（以下「市」という。）が行う国民健康保険_____について は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 奈良市（以下「市」という。）が行う国民健康保険の事務について は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
<u>第2章 国民健康保険運営協議会</u>	<u>第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>
(<u>国民健康保険運営協議会</u> の委員の定数)	(<u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> の委員の定数)
第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u> (以下「協議会」と いう。) の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	第2条 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (以下「協議会」と いう。) の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)
第8条の2 保険料の賦課額は、 <u>被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</u> （国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号） <u>第29条の7 第1項</u> に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（ <u>同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額</u> をいう。以下同じ。）並びに <u>介護納付金賦課被保険者</u> （ <u>同項に規定する介護納付金賦課被保険者</u> をいう。以下同じ。）につき算定した <u>介護納付金賦課額</u> （ <u>同項に規定する介護納付金賦課額</u> をいう。以下同じ。）の合算額とする。	第8条の2 保険料の賦課額は、 <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額</u> （国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号） <u>第29条の7 第1項第1号</u> に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（ <u>国民健康保険法施行令第29条の7 第1項第2号</u> に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに <u>介護納付金賦課被保険者</u> （ <u>国民健康保険法施行令第29条の7 第1項第3号</u> に規定する <u>介護納付金賦課被保険者</u> をいう。以下同じ。）につき算定した <u>介護納付金賦課額</u> （ <u>国民健康保険法施行令第29条の7 第1項第3号</u> に規定する <u>介護納付金賦課額</u> をいう。以下同じ。）の合算額とする。
(一般被保険者に係る基礎賦課総額)	(一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。た	第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。た

現行	改正案
<p>だし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) <u>当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高</u></p>	<p>だし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</u></p> <p><u>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</u></p> <p><u>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u></p> <p><u>オ 保健事業に要する費用の額</u></p> <p><u>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、</u></p>

現行	改正案
<p>齢者支援金等、病床転換 支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。) の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)</p>	<p>訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p>
<p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法第74条の規定による補助金の額</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額</p> <p>ウ 法75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(ウにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものと除く。)の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p>
(3) 略	(3) 略

現行	改正案
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の <u>初日</u> における一般被保険者の数 <u>_____</u> で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の <u>初日</u> <u>_____</u> における一般被保険者が属する世帯の数 <u>_____</u> から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ 略	(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の <u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u> における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の <u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u> における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ 略
2・3 略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものと	2・3 略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額) 第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものと

現行	改正案
<p>した場合にあつては、その減額することになる額を含む。) の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。</p> <p>(1) <u>当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)ための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額</u></p> <p>(3) 略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>	<p>した場合にあつては、その減額することになる額を含む。) の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。</p> <p>(1) <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u> ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u> イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)ための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u></p> <p>(3) 略 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p>
第12条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	第12条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

現行	改正案
<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則<u>第32条の9</u>に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における一般被保険者の数<u>_____</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>初日</u> <u>_____</u>における一般被保険者が属する世帯の数<u>_____</u> <u>_____</u>から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ 略</p> <p>2・3 略 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算</p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則<u>第32条の9の2</u>に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ・ウ 略</p> <p>2・3 略 (介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算</p>

現行	改正案
定した額とすることができます。	定した額とすることができます。
(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額	(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）
(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）ための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）ための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
(3) 略 (介護納付金賦課額の保険料率) 第12条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の <u>初日</u> における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額 2・3 略 (保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合	(3) 略 (介護納付金賦課額の保険料率) 第12条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の <u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u> における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 2・3 略 (保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合

現行	改正案
には、54万円) とする。	には、54万円) とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、 <u>27万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略	(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、 <u>27万5千円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略
(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、 <u>49万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、 <u>50万円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略
2～4 略 (特例対象被保険者等に係る届出)	2～4 略 (特例対象被保険者等に係る届出)
第21条の3 略	第21条の3 略
2 前項の <u>届出は</u> 、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者	2 前項の <u>届出に当たり</u> 、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者

現行	改正案
証 <u>を提示して行わなければ</u> ならない。	証 <u>の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</u>

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（附則第3項による改正）

現行	改正案																
別表第1（第2条・第3条関係）	別表第1（第2条・第3条関係）																
報酬額	報酬額																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会の委員</td><td>日額 14,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	支給区分	報酬額	略	略	国民健康保険運営協議会の委員	日額 14,000円	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員</td><td>日額 14,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	支給区分	報酬額	略	略	市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員	日額 14,000円	略	略
支給区分	報酬額																
略	略																
国民健康保険運営協議会の委員	日額 14,000円																
略	略																
支給区分	報酬額																
略	略																
市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員	日額 14,000円																
略	略																
備考 1～4 略	備考 1～4 略																

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市介護保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<p>1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）</p> <p>2 介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）</p> <p>3 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）</p>	4 制定改廃の概要	<p>1 介護保険法第202条第1項の規定による文書等の提出命令に従わない等の行為をした場合に過料を科す規定の対象者中、「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。（第16条関係）</p> <p>2 第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額に改める。（第4条関係）</p> <p>3 次期介護保険事業期間である平成30年度から平成32年度までの各年度の保険料率を定める。（第4条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令である介護保険法及び介護保険法施行令の一部が改正されたため、所要の改正を行う。 		
5 施行期日	平成30年4月1日・公布の日	担当課	福祉部 介護福祉課

奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
(保険料率)	(保険料率)
第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,500円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,100円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,400円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,100円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,100円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,200円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,100円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,100円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,100円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者	(6) 次のいずれかに該当する者
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）
_____が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	_____が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>68,000円</u>	イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>80,600円</u>
(7) 次のいずれかに該当する者	(7) 次のいずれかに該当する者
ア 合計所得金額が <u>190万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当	ア 合計所得金額が <u>200万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当

現行	改正案
しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>73,900円</u>	しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>87,700円</u>
(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>290万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>88,600円</u>	(8) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が <u>300万円</u> 未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>105,200円</u>
(9) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>100,400円</u>	(9) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>119,200円</u>
(10) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>106,400円</u>	(10) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>126,200円</u>
(11) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分	(11) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分

現行	改正案
<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。） <u>112,300円</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。） <u>124,100円</u></p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,900円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,600円</u>とする。</p>	<p>による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。） <u>133,200円</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 ア 略 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。） <u>147,300円</u></p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,300円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31,600円</u>とする。</p>
<p>第5章 罰則</p> <p>第16条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者</u>の属する世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第5章 罰則</p> <p>第16条 市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合</p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法_____第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合</p>

現行	改正案
には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中に おいては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中に おいては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号） ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号） ・住所地特例の見直しに係る事務の取扱いについて（平成29年12月15日保高発1215第1号） 	4 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の国民健康保険被保険者となっている者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、当該住所地特例の規定を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなったので、保険料を徴収する被保険者に加える。（第3条関係） ・その他所要の文言整理を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正されたので、所要の改正を行うため。 		
5 施行期日	平成30年4月1日	担当課	福祉部 福祉医療課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等で入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者	(保険料を徴収すべき被保険者) 第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 略 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等で入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行つた法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者 (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附 則 (施行期日) 第1条 略 <u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特</u>	附 則 (施行期日) 第1条 略

現行	改正案
<u>例)</u>	
<u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u>	
<u>第1期 10月15日から同月31日まで</u>	
<u>第2期 11月15日から同月30日まで</u>	
<u>第3期 12月15日から同月28日（同日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日）まで</u>	
<u>第4期 翌年1月15日から同月31日まで</u>	
<u>第5期 翌年2月15日から同月末日まで</u>	
<u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u>	(延滞金の割合の特例)
(延滞金の割合の特例)	
<u>第3条 略</u>	第2条 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	奈良市転害門前観光駐車場に入出庫できる時間を、午後 11 時まで延長する。 (別表第 1 関係) ※現行：午前 8 時から午後 8 時まで
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">・観光客の利便性の向上を図るため、奈良市転害門前観光駐車場の入出庫できる時間を変更する。		
5 施行期日	平成 30 年 4 月 1 日	担当課	観光経済部 奈良町にぎわい課

奈良市観光自動車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案												
別表第1 (第3条の3関係)	別表第1 (第3条の3関係)												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>入出庫できる時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市転害門前観光駐車場</td><td>午前8時から<u>午後8時まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	入出庫できる時間	奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から <u>午後8時まで</u>	略	略	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>入出庫できる時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>奈良市転害門前観光駐車場</td><td>午前8時から<u>午後11時まで</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	入出庫できる時間	奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から <u>午後11時まで</u>	略	略
名称	入出庫できる時間												
奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から <u>午後8時まで</u>												
略	略												
名称	入出庫できる時間												
奈良市転害門前観光駐車場	午前8時から <u>午後11時まで</u>												
略	略												